

## 和寒町介護サービス利用者負担軽減事業実施規則

### (目的)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を軽減することにより、サービスの利用促進による在宅生活の継続及び質の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 利用者負担の軽減を受けることができる者は、本町に住所を有し、第3条第1項に規定する介護サービスを利用している者で、和寒町介護保険条例（平成12年3月17日条例第9号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する居宅の要支援・要介護被保険者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者は除く。

2 第2号被保険者は、前項の規定を準用する。

3 第1項の判定における、世帯の範囲は、当該年度の4月1日の住民基本台帳上の世帯を原則とする。

### (軽減の内容)

第3条 この規則により利用者負担の軽減を受けることができる介護サービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (3) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (4) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業
- (5) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

2 町が軽減する金額（以下「軽減額」という。）は、前項に規定する介護サービスのうち法及び条例に定める基準により算定した利用者負担（以下「利用者負担額」という。）の10分の4に相当する額とする。ただし、軽減額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 軽減の認定期間は、当該年度の8月1日から翌年7月31日までの1年間とし、1年ごとに第2条に規定する要件を確認して更新するものとする。なお、当該期間中の認定又は所得更正等による変更は、申請日又は更正日の属する月の初日より当該7月31日までとする。

### (認定の申請)

第4条 この規則により利用者負担の軽減を受けようとする者又はその家族（以下「申請者」という。）は、介護サービス利用者負担軽減認定申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

### (認定の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、軽減の可否を決定し、その結果を介護サービス利用者負担軽減認定（却下）通知書（別記様式第2号）に介護サービス利用者負担軽減認定証（別記様式第3号）（以下「認定証」という。）を添えて、申請者に交付するものとする。

2 町長は、法及び条例又は規則に規定する第2条に定める対象者に交付するもので、前項の認定証と同じ記載ができるときは、それをもって認定証とすることができる。

(サービスの利用)

第6条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定するサービスを利用するときは、サービスを提供する事業所に認定証を提示しなければならない。

2 事業所は、受給者から認定証の提示を受けたときは、利用者負担から認定証に記載された軽減額を減じた額を利用者から受領するものとする。

(町が軽減する額の請求及び支払)

第7条 事業所は、サービスを提供した受給者の軽減額について、サービスの提供及び利用者負担のわかる明細を添付し、サービスの提供月の翌月15日までに町長に請求するものとする。

2 受給者が前条第2項によらず利用者負担を事業所に支払ったときは、介護サービス利用者負担軽減交付申請書（別記様式第4号）にサービス費用の支払を証明する領収証等を添付し、町長に請求するものとする。

3 町長は、前2項の規定による請求があったときは、その請求の内容及び受給者に係るサービス提供の実績を確認し、支払うものとする。

(不正利得の返還)

第8条 受給者は、虚偽の申請その他不正な行為によって利用者負担額の軽減を受けたときは、町長は、軽減額の全額又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 和寒町介護サービス利用料支援事業実施要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

3 この規則適用の際、和寒町介護サービス利用料支援事業実施要綱の規定により平成28年7月1日から平成29年3月31日の間に交付された認定証は、第5条の規定により交付したものとみなし、有効期限の「平成29年6月30日まで」を「平成29年7月31日まで」と読み替えるものとする。

(経過措置)

4 第2条第1項に規定する対象者に加えて、平成30年7月31日までは条例第3条第1項第4号及び第5号、平成31年7月31日までは第4号に該当する者を対象とする。

5 第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を対象とする。